

學位審查報告書

(ふ り が な)	な わ ひろ ひと
氏 名	名 和 洋 人
学 位 (専 攻 分 野)	博 士 (経 済 学)
学 位 記 番 号	経 博 第 368 号
学 位 授 与 の 日 付	平 成 21 年 3 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則 第 4 条第 1 項該当
研 究 科 ・ 専 攻	経済学研究科経済動態分析専攻
(学 位 論 文 題 目) アメリカ合衆国における水資源開発の展開 	
論文調査委員	主 査 教 授 岡 田 知 弘 准 教 授 坂 出 健 准 教 授 久 野 秀 二

(論文内容の要旨)

本論文の課題は、著者によれば、アメリカ合衆国における水資源開発政策の形成と展開過程を、アメリカ資本主義の経済発展の中に位置づけ、歴史具体的に検討することにある。著者が、特に焦点をあてているのは、1930年代から本格化する多目的ダム建設による灌漑用水開発と水力開発の政策形成過程と、その実施過程である。

序章では、当該テーマに関する歴史的概観を示したうえで、これまでの研究を批判的にサーベイし、課題と分析視角を提示している。著者は、アメリカ水資源開発政策をめぐってはTVAに偏重した研究状況であり、内務省開墾局や陸軍工兵隊による開発政策の研究、さらには水資源開発をめぐる中央計画制度の分析が欠如しているため、アメリカ水資源開発の総体把握ができていないとする。そこで、TVAに先行して展開してきた内務省開墾局事業の分析の必要性を論じるとともに、2つの研究視角を提示する。第一に政策形成過程と政策実施過程を区別して把握することであり、第二に広域大規模開発事業に関わる利害関係者の対立と協調、調整の過程に注目し、開発利益の帰趨を究明する視角である。

第1章「水力統制政策の展開：連邦動力委員会の成立とその背景」では、1930年代の大規模水資源開発の歴史的な前提として、連邦政府による河川開発権限の獲得がどのようになされていったかを、連邦動力委員会（FPC）の成立過程に注目して分析している。ここでは、第一次大戦を契機にした電力需要の急増が大規模水力開発への要求を高め、水力開発を一元管理する委員会であるFPCが1920年に発足することを明らかにするとともに、同委員会が、持ち株会社形態で台頭しつつあった民間電力会社の影響力を統制する手段でもあったと指摘している。

第2章「内務省開墾事業の展開と水力発電：多目的開発の実現」では、1930年代以降、アメリカ全土で展開されていく河域の総合開発、すなわち多目的水資源開発政策の成立過程について、1920年代以降の内務省開墾局事業に焦点をあてて分析を行なっている。著者は、1902年から開始された開墾局事業が1920年代農業不況のなかで灌漑用水収入の大幅減少によって行き詰り、その危機打開策として水力発電及び都市用水事業による収益確保が可能となる多目的水資源開発政策が登場することを明らかにする。加えて、著者は、開墾局水資源開発事業の多目的方式への移行を決定づけたのが、FPCによる水力発電の提言であり、国家資源委員会等による国土保全等の目的のための水力開発への一般財源支出の提言であったとする。

第3章「大規模水資源開発の実態：灌漑用水事業の分析」では、1930年代以降のカリフォルニ

ア州内陸部における灌漑農業開発に重大な役割を果たしたセントラルバレー・プロジェクト（CVP）を分析対象に、灌漑用水事業の形成、実施過程及び地域農業へのインパクトを考察している。分析を通して、当初は州政府による事業として計画された CVP が、連邦政府開墾局事業へと変転すると同時に、開墾法に定められた「160 エーカー用水制限」条項の制約を受けるという矛盾を引き起こしたことが明らかにされる。この制約を突破したのは、大土地所有者団体によるロビー活動と「160 エーカー」条項の形骸化であった。著者は、大土地所有者が、農業用水の大量確保と同時にブラセロ計画によってメキシコ人労働者を大量に導入し、灌漑地域での資本主義的農業の発展をなしとげていく事態についても、実証的に明らかにしている。

第4章「大規模水資源開発の実態：電力開発事業の分析」では、FPC が水力開発許可権限を活用し、内務省開墾局事業に優先権限を与えて行った過程を、ボールダーキャニオン・プロジェクト（BCP）及び CVP を中心に追跡するとともに、両プロジェクトの水力発電事業の内実と歴史的意義を実証的に明らかにしている。著者は、BCP が、州政府及び民間電力会社による開発を否定する形で FPC が開墾局事業として認定した経緯を確認するとともに、その電力が第二次大戦期に軍需産業へと供給されたことに注目する。しかし、反面で、ルーズベルト大統領による TVA を中心にした公営電力供給体制は、民間電力会社の強い反発を受けて修正を余儀なくされるとする。このため、BCP、CVP とともに、民間電力会社に有利な送・売電契約や電力価格設定がなされるなかで、電力会社の資本蓄積手段としての役割を果たすことになったと、著者は指摘する。

最後の「終章」では、あらためて本論文の各章で明らかになった結論を総括したうえで、今後の研究課題について述べている。

(論文審査の結果の要旨)

アメリカの水資源開発政策の代表例として、これまで世界的な注目を浴びてきたのは、ニューディール期の TVA (テネシー河域開発公社) による多目的開発であった。TVA は、第二次大戦後、日本を含む世界各国の水資源開発政策のモデルとして多大な影響力を与えてきた。これは、水資源開発研究においても同様であり、国内外を問わず TVA を中心に研究が進められてきたといえる。しかし、アメリカの水資源開発政策の開発主体としては、TVA はその一部をなすにすぎず、他に内務省開墾局及び陸軍工兵隊や民間電力会社が存在しており、アメリカ水資源開発政策の成立と展開過程を正確に把握しようとするならば、その総体を明らかにする必要がある。本論文は、地域開発政策論の視点から、この壮大なテーマに接近した意欲的な作品である。

本論文の学術的成果は、第一に、歴史的に TVA よりも古くから存在し、とくにアメリカ西部の水資源開発において現在も重要な役割を果たしている内務省開墾局による水資源開発事業の形成と展開過程、及び TVA や民間電力会社による水力開発も統括する両大戦間期における連邦動力委員会と国家資源委員会等の資源計画機関の歴史的役割を、実証的に明らかにし、TVA 研究に限られていたアメリカ水資源開発政策像を塗り替えるとともに、TVA 認識の相対化を図った点である。

第二に、その際に、連邦政府、州政府、開発主体である CVP (セントラルバレー・プロジェクト) 等が発行・所蔵する一次資料を、数次にわたる現地調査によって収集、整理、解析し、実に丹念な実証研究を行なっている点も高く評価できる。その実証密度の濃さは、本論文が提示した個々の論点の説得力を確かなものとしている。とりわけ、TVA の政策形成の歴史的前提として、連邦動力委員会の設立とともに、国家的資源計画機関による多目的開発への政策的提言があったこと、それによって農業不況下で事業継続の危機を迎えていた内務省開墾局の水資源開発事業が多目的開発方式に転換していく必然性があったことを明らかにした点は、地域開発政策研究の分野において、注目に値する研究成果である。

第三に、従来の地域開発政策研究においては、政策形成時の政策理念をもって、その政策の歴史的意味づけを行なうものが少なからず存在していたが、著者は政策形成過程と実施過程を厳密に区分し、利害関係者の動向を丹念に追跡するなかで、政策が形成、実施される過程において、当初の理念どおりに進行しなかった事態を、動態的かつ複眼的に再構成することに成功している。とくに、CVP や BCP (ボールダーキャニオン・プロジェクト) をめぐる連邦政府と州政府との利害対立、あるいは連邦政府や州政府と民間電力会社及び大土地所有者との利害対立の顕在化と

氏名	名 和 洋 人
----	---------

調整の展開過程を明らかにすることによって、当初の革新主義的な政策理念が後景に退く一方で、両プロジェクトが民間電力会社や大規模な資本主義的農業経営の資本蓄積の手段に転化していった点を実証したことは、地域開発政策研究のみならず、アメリカ経済史研究にも新たな知見をもたらすものであると評価できる。

もっとも、本論文にも、いくつかの課題が残されている。第一に、本論文は、TVA と並ぶ内務省開墾局事業に光を当ててアメリカの水資源開発政策の総体把握に一步迫っているとはいえ、陸軍工兵隊や民間企業、地方自治体による開発事業については未解明のまま残されている。これらの研究を踏まえた水資源開発政策の全体像の把握が待たれるところである。第二に、本論文では、アメリカの大戦間期における資源計画機関の重要性については明示しているものの、戦時期における国家的資源計画機関と水資源開発政策との関係については、不明な点が残されたままであり、この点の解明も必要である。第三に、本論文が主な対象とした両大戦間期におけるアメリカ水資源開発政策が、アメリカ経済の資本主義発展に果たした役割については、開発投資にともなう生産手段や労働力、資金調達という側面や、開発によって生み出された灌漑用水や都市用水、電力の供給という側面から、マクロ的に把握することも検討すべきである。第四に、戦後本格化するTVAをはじめとするアメリカ水資源開発政策の国際的波及過程についての考察が付け加えられれば、同政策の歴史的意義をより広い視点からとらえることにつながったであろう。

とはいえ、以上に挙げた研究課題は、将来に向けた発展方向を示唆したものであって、本論文が現時点において達成した学術的価値をいささかも損なうものではない。よって本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。なお、本論文は、平成21年2月23日に論文内容とそれに関する試問をおこなった結果、合格と認めた。